

# 「アスベスト対策のいま-大気汚染防止法改正と自治体の役割」緊急シンポジウム

報 告 大気汚染防止法改正に伴う自治体の対策への提言（中皮腫・じん肺・アスベストセンター等）

発 言 I. 自治体の上乗せ条例制定へ向けての取り組み（川崎市、尼崎市）  
II. アスベスト飛散を許すな！地域の取り組み（地方議員、住民）

と き 2014年5月25日（日） 13:30～

ところ 全水道会館4F 大会議室 東京都文京区本郷1-4-1  
JR中央線水道橋駅東口下車徒歩5分 TEL03-3816-4196

主 催 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL:03-5627-6007

e-mail:info@asbestos-center.jp URL:<http://www.asbestos-center.jp>

今年6月、大気汚染防止法改正にあたって、各自治体においては条例の見直し、条例の新たな制定、マニュアル、要綱の改定等、アスベスト対策が見直されているところです。

アスベスト被害者の増加を受けて、アスベスト製品の新たな使用等が禁止されたものの、大量のアスベスト含有建材はいまだ建物の中にストックされています。経済の活性化に伴い、また7年後の東京オリンピックを見越しこれから多くなることが予想される建築工事に伴う改修・解体工事の際の徹底したアスベスト対策は急務です。

しかし、大気汚染防止法の今回の改正が必ずしもずさんなアスベスト対策工事の抑止力として機能しているとは言えません。各地方自治体において、繰り返されるアスベスト粉じん飛散事故を抑止し、すべての市民がアスベスト被害を予防するための取り組みは、大変大きな課題であるといわざるを得ません。大気汚染防止法の改正を契機に、各自治体においてアスベスト対策を議会案件として検討し、実効性のある条例等の法整備を行い、行政上の様々な工夫について議会を中心に提案・実行していくことが必要なのです。

シンポでは、上乗せ条例を検討してきた自治体の取り組みを紹介し、健康リスクの基準や住民周知の義務、罰則の強化など今回の大気汚染防止法の改正で法令化されなかった課題について考えていきたいと思えます。また、自主的な事前調査でアスベストを見つけ、石綿除去をさせた住民の取り組みなども紹介し、改めてリスクコミュニケーションの在り方についても考えていきたいと思えます。議員の皆さん、自治体の関係職員の皆さん、そして住民の皆さんもぜひご参加くださるよう呼びかけます。参加は無料です。